

第 63 回 税 理 士 試 験 住 民 税

●はじめに

今年度の出題は、理論も計算も予想の範囲でした。出来映えはいかがでしたか？ 理論は本命の退職特例の出題はなかったとはいえ、最終予想理論のおおむねAランクからの出題でした。計算は答案用紙の形式も出題内容もTACの答練問題に近い出題でしたので違和感なく解けたと思います。

例年の出題に較べて、計算の問題資料のボリュームが少々多かったために、計算の解答時間を若干多く要する出題（内容は平易）で、第一問（理論）で55分～60分、第二問（計算）で60分から65分といった時間配分が理想的です。

理論・計算共に予想の範囲での出題であったため、良い結果が期待できます。

Z-63-I〔第一問〕解 答

問 1 給与所得者に対する個人住民税の特別徴収制度（分離課税に係る所得割の特別徴収を除く。）について述べなさい。

(25点)

I. 給与所得を有する個人の住民税の徴収方法 (18点)

1. 特別徴収の意義（法1①九） ①

地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつその徴収すべき税金を納入させることをいう。

2. 特別徴収（法321の3①） ⑤

市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下「給与所得者」という）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の住民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

3. 給与支払報告書の提出（法317の6） ②

1月1日現在において給与の支払をする者で、所得税の源泉徴収する義務のあるものは、1月31日までに当該給与の支払を受けている者の前年中の給与所得の金額等をその給与の支払を受けている者の1月1日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを、その市町村の長に提出しなければならない。

4. 特別徴収義務者の指定（法321の4①） ②

市町村は、特別徴収の方法によって個人の市町村民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において納税義務者に対して給与の支払をする者で所得税の源泉徴収義務があるものを当該市町村の条例によって特別徴収義務者に指定し、これに徴収させなければならない。

5. 通知（法321の4②） ①

市町村長は、当該年度の初日の属する年の5月31日までに特別徴収義務者及び納税義務者に対し上記2の税額を特別徴収する旨の通知をしなければならない。

6. 特別徴収税額の納入義務（法321の5①） ⑥

(1) 特別徴収義務者は、当該年度の初日の属する年の5月31日までに特別徴収の通知を受け取った場合には、当該通知された特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月まで、上記期日後に通知を受け取った場合には

当該通知に係る特別徴収税額を通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月までの月数で除して得た額を通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、徴収月の翌月10日までに当該市町村に納入する義務を負う。

- (2) ただし、当該通知に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には当該通知に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際、全額を徴収し、徴収月の翌月10日までに市町村に納入しなければならない。

7. 納期の特例（法321の5の2） ①

特別徴収義務者は、小規模事務所等につき、納入金を納入すべき市町村長の承認を受けた場合には6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間に属する最終月の翌月10日までに当該市町村に納入することができる。

II. 給与所得以外の所得を有する個人の住民税の徴収方法（7点）

1. 普通徴収の対象者等（法319） ①

個人の市町村民税の徴収については、特別徴収の方法により徴収する場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならない。

2. 給与所得以外の所得に係る所得割額の特別徴収（法321の3②） ②

給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、市町村は当該市町村の条例の定めるところによって、当該所得に係る所得割額をⅠの1の特別徴収税額に加算して特別徴収できる。

ただし、住民税の申告書に当該所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3. 普通徴収への切替え（法321の3③） ③

上記2によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該所得割額を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から当該所得割額を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、当該所得割額の未徴収税額を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4. 特別徴収対象年金所得者（法321の3④） ①

給与所得者が特別徴収対象年金所得者である場合における前記2及び3の規定の適用については、「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

問2 災害等により損失を受けた者に係る個人住民税の取扱いに関して、所得税と取扱いが異なる点に留意しつつ、以下の点について述べなさい。(阪神・淡路大震災及び東日本大震災に係る特例について述べる必要はない。)

- ① 雑損控除
- ② 雑損失の繰越控除
- ③ 被災事業用資産の損失の繰越控除

(25点)

I 雑損控除 (14点)

1. 意義 (法34①一, 314の2①一) ②

災害又は盗難若しくは横領により特定の資産に損失が生じた場合には、3.に掲げる控除額を、当該納税義務者の前年の所得について算定した総所得金額等の課税標準から控除する。

2. 対象資産 (令7の13, 48の7) ④

対象となる資産は、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族で総所得金額等の課税標準の合計額が前年の所得につき適用された所得税法に規定する基礎控除額相当額以下であるものの有する資産である。

なお、次に掲げる資産は雑損控除の対象とならない。

- ① たな卸資産
- ② 事業用固定資産および繰延資産
- ③ 山林
- ④ 生活に通常必要でない資産

3. 控除額 ④

雑損控除額は、前年における(1)の損失の金額から(2)の足切額を控除した金額とする。

(1) 損失の金額

損失の金額 － 保険金、損害賠償金等の額 ＋ 災害等関連支出の金額

(2) 足切額

次の区分に応じたそれぞれに掲げる金額

- ① 損失の金額に含まれる災害等関連支出の金額が5万円以下又は当該支出金額がない場合
その納税義務者の前年の総所得金額等の課税標準の合計額の10分の1相当額
- ② 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が5万円超の場合
(1)の損失の金額から災害関連支出の金額のうち5万円超の部分の金額を控除した金額と①の金額とのいずれか低い金額
- ③ 損失の金額のすべてが災害関連支出である場合
5万円と①の金額とのいずれか低い金額

4. 控除の順序 (法34⑫, 314の2⑫) ②

- (1) 雑損控除と他の所得控除とを行う場合には、まず雑損控除から行う。
- (2) 雑損控除は、総所得金額、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額(「課税標準」という。)から順次控除する。

5. 所得税との相違点 ②

所得割の納税義務者が災害を受けた場合において、所得税について雑損控除に代え、災害減免法の規定による所得税の軽減免除の適用を受けた場合においても住民税においては常に雑損控除による。

II 雑損失の繰越控除 (3点)

所得割の納税義務者の前年3年内の各年において生じた雑損失の金額(前記Iの控除をしても、なお控除しき

れない部分の金額をいう。)は、当該損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の住民税の申告書を提出し、かつ、その後の年度分の住民税について連続して住民税の申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の課税標準の計算上控除するものとする。

Ⅲ 被災事業用資産の損失の繰越控除（8点）

1. 青色申告者に係る純損失の繰越控除 ③

所得割の納税義務者の課税標準を算定する場合において、前年前3年間に生じた被災事業用資産の損失に係る純損失の金額は、その純損失の金額が生じた年分の所得税につき青色申告書を提出し、かつ、当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の住民税について連続して申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の課税標準の計算上控除する。

2. 上記(1)の適用のない者に係る純損失等の繰越控除 ③

所得割の納税義務者の前年前3年内の各年において生じた被災事業用資産の損失の損失に係る純損失の金額は、当該損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の住民税の申告書を提出し、かつ、その後の年度分の住民税について連続して住民税の申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の課税標準の計算上控除するものとする。

3. 所得税との相違点 ②

青色申告者が所得税について純損失の繰戻による還付を受けた場合においても、住民税については繰戻還付を行わず、住民税の申告書の提出を要件として繰越控除を行う。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

今年度の出題は解答範囲が広く、項目が多いため、書き足りない部分が生ずることもあろうが、全体的に解答する必要がある。

問1では、「特別徴収制度」が問われているため、「徴収方法」の他に「給与支払報告書の提出」及び「特別徴収義務者の指定」に言及する必要がある。配点的には少ないと思われるが、問1で20点以上得るために必要である。

また、出題では単に「給与所得者」とあるので、退職していないものとして「残額徴収」について述べる必要はないものと考えられる。

しかし、給与所得者が給与所得以外の所得を併せて有することが考えられるため、「給与所得以外の所得」を有する場合の徴収方法を述べている。

問2では、「雑損控除」という個別理論がどこまで書けたか、また、③の「被災事業用資産の損失」について、青色申告の場合と白色申告の場合に区分して述べられたかどうかで、大きく得点が変わるだろう。

所得税の受験生が強みを発揮する項目である。

第一問の合格ラインは、36～38点程度と考えられる。

第 63 回 税 理 士 試 験 住 民 税

Z-63-I [第二問] 解 答

○甲及び甲の家族の税額

氏 名	平成25年度分として納付すべき税額の合計額	平成25年度分として納付すべき税額の内訳	
		県民税	市民税
甲	327,300 [2]	130,300	197,000
甲の妻	127,000 [2]	50,200	76,800
甲の長女	92,100 [2]	36,200	55,900
甲の長男	200,100 [2]	79,400	120,700
甲の長男の妻	0 [2]	0	0
甲の父	224,300 [2]	89,100	135,200

氏 名	特別徴収された平成24年度中の税額	特別徴収された平成24年度中の税額の内訳	
		県民税	市民税
甲	25,800 [2]	25,800	0
甲の妻	0 [1]	0	0
甲の長女	0 [1]	0	0
甲の長男	1,950 [2]	1,950	0
甲の長男の妻	0 [1]	0	0
甲の父	0 [1]	0	0

○計算過程

甲の税額			
I 各種所得の金額			
事業所得	4,231,500		
譲渡所得			
(株式等・上場)	850,000	1 譲渡損益	
		(1) 上場分 (x 株式)	$2,120,000 - (1,255,000 + 5,000) = 860,000$
		(2) 未公開分	
		① y 株式	$830,000 - (1,035,000 + 5,000) = \Delta 210,000$
		② z 株式	$415,000 - (206,000 + 9,000) = 200,000$
		③ ①+②	$= \Delta 10,000$
		2 内部通算	
			$860,000 - 10,000 = 850,000$
雑所得			
(先物)	621,200		$(1,003,000 - 345,000) - (24,500 + 12,300) = 621,200$
II 課税標準			
総所得金額	4,231,500		
株式等に係る譲渡所得等の金額	850,000		
先物取引に係る雑所得等の金額	621,200	(所得割の非課税判定)	
			$5,702,700 > 350,000 \therefore \text{課税}$
合 計	5,702,700		

Ⅲ 所得控除

医療費控除	25,000	$(40,000 + 20,000 + 53,000 + 12,000) - \frac{1}{2} \times 100,000 = 25,000$ ※ $5,702,700 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$
社会保険料控除	548,000	
生命保険料控除	62,500 [2]	(1) 旧一般 $180,000 > 70,000 \quad \therefore 35,000$ (2) 旧個人 $15,000 + (40,000 - 15,000) \times \frac{1}{2} = 27,500$ (3) (1)+(2)=62,500
地震保険料控除	22,500 [2]	(1) 旧長期 $5,000 + (13,000 - 5,000) \times \frac{1}{2} = 9,000$ (2) 地震 $27,000 \times \frac{1}{2} = 13,500$ (3) (1)+(2)=22,500 $\leq 25,000 \quad \therefore 22,500$
基礎控除	330,000	
合計	988,000	

Ⅳ 課税所得金額

課税総所得金額	3,243,000	$4,231,500 - 988,000 = 3,243,000$
株式等に係る課税譲渡所得等の金額	850,000	
先物取引に係る課税雑所得等の金額	621,000	[千円未満切捨]

Ⅴ 所得割額

(1) X県民税	129,360	1 算出所得割額
(2) Y市民税	194,040	(1) 課総 $3,243,000 \times \begin{cases} 4\% = 129,720 \\ 6\% = 194,580 \end{cases}$
		(2) 課株 $850,000 \times \begin{cases} 1.2\% = 10,200 \\ 1.8\% = 15,300 \end{cases}$
		(3) 課先 $621,000 \times \begin{cases} 2\% = 12,420 \\ 3\% = 18,630 \end{cases}$
		(4) (1)+(2)+(3) = $\begin{cases} 152,340 \text{ (県)} \\ 228,510 \text{ (市)} \end{cases}$
		2 調整控除
		$3,243,000 > 2,000,000$
		$50,000 - (3,243,000 - 2,000,000) < 50,000 \quad \therefore 50,000$
		$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases} \quad \boxed{2}$
		3 住宅借入金等特別税額控除
		(1) $400,000 - 370,850 = 29,150$
		(2) $3,157,000 \times 5\% > 97,500 \quad \therefore 97,500$
		(3) (1) < (2) $\therefore 29,150$
		$29,150 \times \begin{cases} \frac{2}{5} = 11,660 \text{ (県)} \\ \frac{3}{5} = 17,490 \text{ (市)} \end{cases} \quad \boxed{2}$

4 株式等譲渡所得割額控除

$$860,000 \times 3\% = 25,800$$

$$25,800 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{2}{5} = 10,320 \text{ (県)} \\ \frac{3}{5} = 15,480 \text{ (市)} \end{array} \right\} \quad \boxed{2}$$

$$5 \quad 1 - 2 - 3 - 4 = \begin{cases} 129,360 \text{ (県)} \\ 194,040 \text{ (市)} \end{cases}$$

VI 均等割額

- | | |
|----------|-------|
| (1) X県民税 | 1,000 |
| (2) Y市民税 | 3,000 |

VII 県民税及び市民税の額

- | | |
|----------|---------|
| (1) X県民税 | 130,300 |
| (2) Y市民税 | 197,000 |

$$V + VI = \begin{cases} 130,300 \text{ (県)} \\ 197,000 \text{ (市)} \end{cases} \quad \text{〔百円未満切捨〕}$$

甲の妻の税額

- | | |
|----------|--------|
| (1) X県民税 | 50,200 |
| (2) Y市民税 | 76,800 |

1 総所得金額

$$(1) \quad 1,820,000 - 310,000 = 1,510,000 \text{ (不動産所得)}$$

$$(2) \quad 650,000 - 500,000 = 150,000 \text{ (一時所得)}$$

$$(3) \quad 1,510,000 + 150,000 \times \frac{1}{2} = 1,585,000$$

(所得割の非課税判定)

$$1,585,000 > 350,000 \quad \therefore \text{課税}$$

2 課税総所得金額〔千円未満切捨〕

$$1,585,000 - 330,000 = 1,255,000$$

3 所得割額

$$(1) \quad 1,255,000 \times \begin{cases} 4\% = 50,200 \text{ (県)} \\ 6\% = 75,300 \text{ (市)} \end{cases}$$

$$(2) \quad 1,255,000 \leq 2,000,000$$

$$50,000 < 1,255,000 \quad \therefore 50,000$$

$$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$$

$$(3) \quad (1) - (2) = \begin{cases} 49,200 \text{ (県)} \\ 73,800 \text{ (市)} \end{cases}$$

4 均等割額

$$(1) \quad 1,000 \text{ (県)}$$

$$(2) \quad 3,000 \text{ (市)}$$

5 県民税及び市民税の額

$$3 + 4 = \begin{cases} 50,200 \text{ (県)} \\ 76,800 \text{ (市)} \end{cases} \quad \text{〔百円未満切捨〕}$$

甲の長女の税額

- | | |
|----------|--------|
| (1) X県民税 | 36,200 |
| (2) Y市民税 | 55,900 |

1 総所得金額

$$\begin{array}{c} \times \\ 3,020,000 - 1,086,000 = 1,934,000 \end{array}$$

$$\times \quad 3,020,000 \times 30\% + 180,000 = 1,086,000$$

		(所得割の非課税判定)
		$1,934,000 > 350,000 \times (1 + 1) + 320,000 \quad \therefore \text{課税}$
		2 課税所得金額〔千円未満切捨〕
		$1,934,000 - (371,800 + \frac{300,000}{2} + 330,000) = 932,000$
		3 所得割額
		(1) $932,000 \times \begin{cases} 4\% = 37,280 \text{ (県)} \\ 6\% = 55,920 \text{ (市)} \end{cases}$
		(2) $932,000 \leq 2,000,000$
		$50,000 + 50,000 = 100,000 < 932,000 \quad \therefore 100,000$
		$100,000 \times \begin{cases} 2\% = 2,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 3,000 \text{ (市)} \end{cases} \quad \boxed{2}$
		(3) $(1) - (2) = \begin{cases} 35,280 \text{ (県)} \\ 52,920 \text{ (市)} \end{cases}$
		4 均等割額
		(1) 1,000 (県)
		(2) 3,000 (市)
		5 県民税及び市民税の額
		$3 + 4 = \begin{cases} 36,200 \text{ (県)} \\ 55,900 \text{ (市)} \end{cases} \quad \text{〔百円未満切捨〕}$
甲の長女の子の税額	—	未成年者かつ $125\text{万円} \geq 0 \quad \therefore \text{住民税非課税}$
甲の長男の税額		
(1) X県民税	79,400	1 課税標準
(2) Y市民税	120,700	(1) $4,504,000 - \frac{1,440,800}{※} = 3,063,200 \text{ (給与所得)}$
		※ $4,504,000 \times 20\% + 540,000 = 1,440,800$
		$3,063,200 + 30,000 = 3,093,200 \text{ (総所得金額)}$
		(2) $53,000 + 12,000 = 65,000 \text{ (上場株式等に係る配当所得の金額)}$
		(3) $(1) + (2) = 3,158,200$
		(所得割の非課税判定)
		$3,158,200 > 350,000 \times (1 + 1) + 320,000 \quad \therefore \text{課税}$
		2 課税所得金額〔千円未満切捨〕
		① $3,093,200 - (391,200 + \frac{28,000}{※} + 330,000 + 330,000) = 2,014,000$
		※ $75,000 > 56,000 \quad \therefore 28,000 \quad \boxed{2}$ (課総)
		② 65,000 (課配)
		3 所得割額
		(1)① $2,014,000 \times \begin{cases} 4\% = 80,560 \text{ (県)} \\ 6\% = 120,840 \text{ (市)} \end{cases}$
		② $65,000 \times \begin{cases} 1.2\% = 780 \\ 1.8\% = 1,170 \end{cases}$
		③ $① + ② = \begin{cases} 81,340 \text{ (県)} \\ 122,010 \text{ (市)} \end{cases}$
		(2) $2,014,000 > 2,000,000$
		$50,000 + 50,000 - (2,014,000 - 2,000,000) = 86,000 > 50,000$
		$\therefore 86,000$
		$86,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,720 \text{ (県)} \\ 3\% = 2,580 \text{ (市)} \end{cases}$

$$(3) \quad 2,079,000 + 65,000 \leq 10,000,000$$

$$30,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 1.2\% = 360 \text{ (県)} \\ 1.6\% = 480 \text{ (市)} \end{array} \right\} \quad \boxed{2}$$

$$(4) \quad 53,000 \times 3\% + 12,000 \times 3\% = 1,950$$

$$1,950 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{2}{5} = 780 \text{ (県)} \\ \frac{3}{5} = 1,170 \text{ (市)} \end{array} \right\} \quad \boxed{2}$$

$$(5) \quad (1) - (2) - (3) - (4) = \left\{ \begin{array}{l} 78,480 \text{ (県)} \\ 117,780 \text{ (市)} \end{array} \right.$$

4 均等割額

$$(1) \quad 1,000 \text{ (県)}$$

$$(2) \quad 3,000 \text{ (市)}$$

5 県民税及び市民税の額

$$3 + 4 = \left\{ \begin{array}{l} 79,400 \text{ (県)} \\ 120,700 \text{ (市)} \end{array} \right\} \quad \text{〔百円未満切捨〕}$$

甲の長男の妻の税額

$$(1) \quad X \text{ 県民税} \quad 0 \quad 960,000 - 650,000 = 310,000 \leq 350,000 \quad \therefore \text{所得割非課税}$$

$$(2) \quad Y \text{ 市民税} \quad 0 \quad 310,000 \leq 315,000 \quad \therefore \text{均等割非課税}$$

甲の父の税額

I 各種所得の金額

$$\text{雑所得} \quad 2,015,000 \quad 3,215,000 - 1,200,000 = 2,015,000$$

譲渡所得

$$\text{(総合長期)} \quad 70,000 \quad \boxed{2} \quad (1) \quad \text{総長 (書画)}$$

$$\text{(分離短期)} \quad 1,700,000 \quad 1,200,000 - (600,000 + 30,000) = 570,000$$

$$\text{(分離長期)} \quad 17,500,000 \quad 570,000 - 500,000 = 70,000$$

(2) 分短 (b 土地)

$$12,500,000 - (10,500,000 + 300,000) = 1,700,000$$

(3) 分長 (a 土地)

$$60,000,000 - (42,000,000 + 500,000) = 17,500,000$$

II 課税標準

$$\text{総所得金額} \quad 2,050,000 \quad 2,015,000 + 70,000 \times \frac{1}{2} = 2,050,000$$

$$\text{短期譲渡所得の金額} \quad 1,700,000$$

$$\text{長期譲渡所得の金額} \quad 17,500,000$$

(所得割の非課税判定)

$$21,250,000 > 350,000 \quad \therefore \text{課税}$$

$$\text{合 計} \quad 21,250,000$$

III 所得控除

$$\text{医療費控除} \quad 0 \quad \text{全額保険金で補てんされているため適用なし}$$

$$\text{社会保険料控除} \quad 680,000$$

$$\text{生命保険料控除} \quad 32,000 \quad 27,500 + (58,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 32,000$$

$$\text{基礎控除} \quad 330,000$$

$$\text{合 計} \quad 1,042,000 \quad \boxed{2}$$

IV 課税所得金額

課税総所得金額	1,008,000	$17,500,000 - \frac{17,500,000}{2} = 0$ (課長)
課税短期譲渡所得金額	1,700,000	$2,050,000 - 1,042,000 = 1,008,000$ (課総)

[千円未満切捨]

V 所得割額

(1) X県民税	88,148
(2) Y市民税	132,222

1 算出所得割額

$$(1) \text{ 課総 } 1,008,000 \times \begin{cases} 4\% = 40,320 \\ 6\% = 60,480 \end{cases}$$

$$(2) \text{ 課短 } 1,700,000 \times \begin{cases} 3.6\% = 61,200 \\ 5.4\% = 91,800 \end{cases}$$

$$(3) (1)+(2) = \begin{cases} 101,520 \text{ (県)} \\ 152,280 \text{ (市)} \end{cases}$$

2 調整控除

$$1,008,000 \leq 2,000,000$$

$$50,000 < 1,008,000 \quad \therefore 50,000$$

$$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$$

3 寄附金税額控除額

$$(1) \frac{\text{※}}{(60,000 - 2,000)} \times \begin{cases} 4\% = 2,320 \\ 6\% = 3,480 \end{cases} \quad \boxed{2}$$

$$\text{※ } 50,000 + 10,000 = 60,000 \leq 21,250,000 \times 30\% \quad \therefore 60,000$$

$$(2) (50,000 - 2,000) \times \frac{\text{※}}{85\%} = 40,800$$

$$\text{※ } 1,008,000 - 50,000 = 958,000 \leq 1,950,000 \quad \therefore 85\%$$

① 県民税

$$\text{イ } 40,800 \times \frac{2}{5} = 16,320$$

$$\text{ロ } (101,520 - 1,000) \times 10\% = 10,052$$

$$\text{ハ } \text{イ} > \text{ロ} \quad \therefore 10,052$$

② 市民税

$$\text{イ } 40,800 \times \frac{3}{5} = 24,480$$

$$\text{ロ } (152,280 - 1,500) \times 10\% = 15,078$$

$$\text{ハ } \text{イ} > \text{ロ} \quad \therefore 15,078$$

$$(3) (1)+(2) = \begin{cases} 12,372 \text{ (県)} \\ 18,558 \text{ (市)} \end{cases}$$

$$4 \quad 1 - 2 - 3 = \begin{cases} 88,148 \text{ (県)} \\ 132,222 \text{ (市)} \end{cases}$$

VI 均等割額

(1) X県民税	1,000
(2) Y市民税	3,000

VII 県民税及び市民税の額

(1) X県民税	89,100
(2) Y市民税	135,200

$$V + VI = \begin{cases} 89,100 \text{ (県)} \\ 135,200 \text{ (市)} \end{cases} \quad \text{[百円未満切捨]}$$

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

今回の出題は、問題資料が実質的に3ページと、例年の問題資料よりやや多く、家族の税額計算のボリュームも多かった。しかし、内容的には平易な出題だった。

高得点を狙うには60分の解答時間を要するであろう。

また、各納税者の計算をうまく短縮して行数を意識して答案作成しないと、答案用紙が足りない恐れがあるので記載方法にも注意が必要であった。

第二問の合格ラインは、40～42点程度となろう。

第一問、第二問の合計得点での合格ラインは、76～80点程度と考えられる。

●おわりに

暑い最中の税理士試験、ご苦労様でした。

皆様の1年でも早い官報合格を心から祈ります。